

道の駅ひらた移転再整備基本設計業務委託仕様書

平田村 道の駅整備推進室

道の駅ひらた移転再整備基本設計業務委託仕様書

1. 業務名称

道の駅ひらた移転再整備基本設計業務委託

2. 目的

本業務は、「道の駅ひらた移転再整備基本計画」に掲げる整備の目的、基本コンセプト、導入施設の整備方針を踏まえた基本設計を作成することを目的とする。

3. 設計条件

本業務における設計条件は、次のとおりとする。

移転再整備後の建物概要は「道の駅ひらた移転再整備基本計画」を参照すること。

なお、施設規模及びレイアウト等は、今後の検討において変更が生じる場合があるため、発注者と協議すること。

- | | |
|------------|-----------------------------|
| (1) 整備地 | 平田村大字蓬田新田字新田前 地内 |
| (2) 敷地面積 | 約 32,000 m ² 程度 |
| (3) 用途地域 | 指定なし |
| (4) 建ぺい率 | 60% |
| (5) 容積率 | 200% |
| (6) 隣接道路 | 国道 49 号、村道 1047 号 |
| (7) 全体延床面積 | 2,500 m ² 程度（想定） |
| (8) 建物構造 | 提案による |
| (9) 想定事業費 | 土木・建築工事 2,960,000 千円（税込） |

※令和 8 年 7 月 1 日時点の最新単価を用いて算出すること

4. 業務内容

(1) 基本設計業務

「道の駅ひらた移転再整備基本計画」等を踏まえ、物産販売機能、飲食機能、子育て応援機能を有する地域振興施設に加え、ヘリポートや備蓄倉庫等の防災機能、24h トイレを備えた情報提供施設を整備するための基本設計書を作成する。

なお、農地（農業振興地域）を敷地として整備するため、駐車場・植栽・外灯等、機能上必要と考えられる外構計画及び開発関連手続き図書の作成（土地収用法に基づく事業認定等）、開発許可の各手続、及び地盤高を揃えるための敷地造成等を含む。

また、用地中央付近を南北に流れる大型用水路の暗渠化や、整備予定地南側に位置する水田の取水排水が施設整備により変わることについての対策を講じること。

- ①条件整理、与条件の細部検討
- ②法令上必要な諸条件の整理、関係機関との協議
- ③ライフライン調査
- ④基本設計方針の総合検討（サイン計画の検討を含む）

- ⑤基本設計図書、基本設計説明書の作成
- ⑥各種開発関連手続き図書の作成
- ⑦概算工事費の算出
- ⑧トータルデザイン

(2) 現況測量業務

①基準点測量

- ・ 2 級基準点測量 1 点
- ・ 3 級基準点測量 4 点
- ・ 4 級基準点測量 1 6 点

②地形測量

- ・ 現地測量 (S=1/500) 5. 0 ha 程度
- ※計画地の外周 2 0 m を含めた測量範囲とする。

③地質調査 4 か所

- ・ 建築予定箇所

(3) 路線測量業務

①作業計画 6 8 0 m 程度

- ・ 作業計画
- ・ 現地踏査

②線形決定

- ・ 縦断測量
- ・ 横断測量

(4) 用地測量業務

①作業計画

- ・ 作業計画
- ・ 現地踏査

②資料調査

- ・ 公図等の転写
- ・ 地積測量図転写

5. 業務の実施

- (1) 道の駅整備に向けて必要となる関係法令に基づく申請手続きに係る調査及び申請に向けた資料作成や関係機関との協議等に係る発注者の支援を行うとともに、必要に応じて受注者としても関係機関への確認や、協議、調整等を行う。
- (2) 道路管理者との一体型道の駅整備を予定しており、道路管理者との駐車場、トイレ、情報提供機能等の整備に係る調整のほか、施設整備の分担や進入路等の設計等について、道路管理者と必要となる協議や調整を行う。
- (3) 本業務において実施する運営事業者への意見聴取の内容や道の駅ひらた移転再整備検討委員会等の意見を設計に反映するように努めること。
- (4) 基本設計業務は、提示された設計と条件、基本計画及び適用基準等によって行う。
- (5) 設計図書の作成にあたっては、特定の製品、製造所を記載してはならない。また、特

定の製品等が推測されるような表現をしてはならない。ただし、上記により難しい場合は、予め承認を得るものとする。

6. 業務委託期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

7. 委託費上限

74,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

ただし、この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものである。

8. 事業スケジュール等（想定）

- ・基本設計 令和8年度
- ・実施設計 令和9年度
- ・用地買収 令和9年度
- ・土木工事 令和10年度
- ・建築工事 令和11年度～令和12年度（8月）
- ・オープン 令和12年度（10月）

9. 成果品

（1）敷地造成基本設計

成果品項目	サイズ	成果品部数
設計図面	A1 版	
数量計算書	A4 版	
設計計算書	A4 版	
設計報告書	A4 版	土地収用法に基づく事業認定関係、開発協議書等含む
電子媒体		上記データのファイルが入った CD

※報告書に使用するソフトは Windows における、Word、Excel とし、また、図面作成等については、AutoCAD を使用し、報告書及び図面データを電子媒体（CD 等）にて提出するものとする。

（2）建築基本設計

No.	成果図書	仕様	部数	備考
1	現地調査報告書	白焼き	2 部	
2	基本設計書	白焼き	2 部	① 検討設計案 主管課より示された設計条件を基に提出し、次の資料を基に設計主旨説明を行う。（配置図・平面図・立面図・イメージパース） ② 設計説明書

				設計者が特に意を用いた点（設計主旨）を記載し、設計主旨に至る背景及び設計の経過、打合せ・協議結果により示された設計の条件を簡潔にまとめる。 ③ 基本設計図等 配置図・平面図・立面図（2面以上）・断面図・イメージパース（彩色）、計画面積表、設備計画比較表（給水方式、給湯方式、空調方式他）、空調負荷計算書、電気設備計算書（電気容量計算書、照度計算書他）、消防法適合検討書、イメージパース、日影図 ④ 工事費概算書（ランニングコスト概算書含む） ⑤ 工事工程表
3	基本設計図書（製本）	インデックスを付けてキنگファイル収納にて、提出する。	1 式	
4	基本設計図書（デジタルデータ）	Excel/Word/PDF/JW-CAD データ（SFC・DXF も可）	1 式	
5	資料	打合せ用	必要部数	その都度
6	打合せ簿		1 式	その都度及び完了時に一式

※ 成果図書の一覧表の内容については、必要に応じて村担当者及び受注者との協議により変更できるものとする。

※ 原図における電磁媒体については、別途村担当者と協議の上、提出ファイルを決定する。

10. 留意事項

（1）一般的事項

- ①概算工事費と全体平面図、施設配置図は補助事業の1次申請の都合上、令和9年1月中旬を目途に中間報告資料として提出すること。
- ②業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- ③業務を遂行する上で必要な資料等は受注者において入手するほか、必要に応じて随時貸与する。なお貸与した資料等の複製、複写の可否、返却については、本村の指示に従うこと。

(2) 業務体制

- ①受注者は、業務の適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面を記録し、相互に確認すること。
- ②受注者は、本業務を行う上で知り得た情報については、その秘密を保持しなければならない。またその秘密を第三者に漏らしてはならない。
- ③受注者は、業務全体を統括する業務統括管理技術者、建築基本設計業務を管理する建築管理技術者、建築基本設計業務主担当技術者を置く。業務統括管理技術者は、参加表明書提出時点で提出者の組織と3か月以上の恒常的な雇用関係があることとする。
- ④業務統括管理技術者は技術士（総合技術監理部門一建設：都市及び地方計画）・技術士（建設部門一都市及び地方計画）の資格を有する者または一級建築士として実務経験5年以上の者とする。
- ⑤建築管理技術者および建築基本設計業務主担当技術者は、一級建築士の資格を有することとする。
- ⑥受注者は、業務の全部または主要部分を第三者に委託することは禁止し、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の行為についての全ての責任を受注者が負うこととする。
- ⑦官公庁等への手続きは、全て受注者の責任と負担において行うこと。また、本設計の実施にあたり建築基準法、消防法、その他各関係法令・規則等を確実に遵守すること。

1 1. その他

- (1) 詳細な内容については、契約候補者として選定された者と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、本村と十分な連絡・調整を行い、円滑な業務遂行を図るものとする。
- (3) 業務に際し必要な一切の費用は契約金額に含むものとする。
- (4) 本業務の実施にあたって本村の指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、本村はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、その都度協議のうえ決定するものとする。